

政令第三百七十九号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十五条の十二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「消防職員」を「消防吏員」に、「充てるようにしなければ」を「充てなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の救急自動車及び」を「第一項及び第二項の救急自動車並びに第一項の」に、「傷病者を搬送する」を「傷病者の搬送（法第三十五条の五第一項に規定する傷病者の搬送をいう。次条第二項において同じ。）」に、「をする」を「を設ける」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適

切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域

三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域

3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

6 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員（消防吏員を除き、常勤の職員及び地

方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）をもつて充てなければならない。

一 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

第四十四条の二第二項中「傷病者を搬送する」を「傷病者の搬送」に、「をする」を「を設ける」に改め、同条第三項中「充てるようにしなければ」を「充てなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（地方公務員災害補償法施行令の一部改正）

2 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「（消防団員を含む。次項において同じ。）」を「、消防団員、准救急隊員」に改め、同条第二項中「、当該」を「、それぞれ同表の」に改め、同項の表警察官の項第三号中「勾引状、勾こう

留状」を「勾引状、勾留状」に改め、同項第五号中「防禦」を「防御」に改め、同表消防吏員の項中「消防吏員」の下に「及び消防団員」を加え、同項第二号中「防禦」を「防御」に改め、同項の次に次のように加える。

准救急隊員

天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号及び第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「勾引状、勾留状」を「勾引状、勾留状」に改め、同表災害応急対策従事職員の項中「防禦」を「防御」に改める。

（交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正）

3 交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号ニ中「勾配」を「勾配」に改め、同号ホ中「さく」を「柵」に改め、同条第三号中「第十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

理由

近年における社会経済情勢の変化に対応し、過疎地域等における救急隊について、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができるとする等の必要があるからである。